



さくらだより

第35号

2015年10月15日

特集

平成27年介護保険制度の改定について

どう変わった?

特別養護老人ホーム 京都老人ホーム

- FREE フリー
未来の防災
和太鼓サークル
- 自転車であなたが変わる? 世界が変わる?
- サービスの色々
小規模多機能型居宅介護

ワークパートナーYUIでは、季節ごとに配食利用者様へのプレゼントや、行事食のランチョンマットや箸袋の作成もしております。

居室利用負担について	
改定前 H27年4月以前	320円
改定後 H27年4月以後	370円
光热水費	470円
計	840円／日

A 居室代の利用負担が大きく変化しましたが、内容について教えて下さい。

Q3

今まで居室代としてお支払い頂いていた320円は厳密に言うと光熱水費であり、その部分が4月から370円に引き上げられています。また8月からは別途居室代として1日当たり470円を追加でお支払い頂くことになり、合計840円が1日分の居室代として発生することになります。

※居室代については負担軽減の制度がありますが、入院や外泊で居室を空けておられる場合は減額の対象外となり、840円が自己負担となります。

A 行政からの経過措置や利用料の負担軽減はありますか。

Q4

Q3の8月からの居室代については経過措置が設定されており、介護保険負担限度額認定を受けておられる方については470円の費用負担が発生せず、370円の光热水費のみの負担となります。ただ経過措置の為、時期は未定ですが将来的には470円の負担も必要になってくる見通しです。

利用料の負担軽減制度としては先程の介護保険負担限度額認定証(食事代、居室代が減額)の他、高額介護サービス費(サービス利用料の自己負担額が減額)、社会福祉法人利用者負担軽減といった制度があり、対象と思われる方に関しては申請のご案内を隨時行っています。

取材を終えて



介護保険制度が始まつた時、制度に対しても寄せられた不安の声に対し国は「走りながら考える」と答えて運用を開始した経緯があります。それから幾度かの法の一部改正を経ながら、国民の理解と協力の下で15年に渡り介護保険制度は維持されてきました。しかし、この度の改定が、一部の方へのサービス利用料の負担割合にまで及んだことに驚きを感じた方は少なくないと思います。これから更に国民の負担が増す一方なのか、画期的な政策が登場して負担が軽減されるのかは分かりません。しかし、介護の現場で働く我々はご利用者、そして保険料や税を納めて下さる全ての方のご負担とご期待に応えるサービスができるか常に厳しく自問しながら働いていかなければいけないとの思いを強くしました。

特集 平成27年介護保険制度の改定について

どう変わった？ 特別養護老人ホーム 京都老人ホーム

平成27年（2015年）4月、8月と介護保険制度について一部改定が行われました。実際にどんなところが変わったのか、影響を及ぼしているのか、特別養護老人ホーム京都老人ホームでの現状に焦点を当て、相談員さんにお話を伺いました。

A 特別養護老人ホームに入所できるのは原則要介護3以上の認定を受けたおられる方に変更となりました。ただし要介護1、2の方でも特例入所の要件に該当すると認められる場合は施設の入所判定会議にかけることができ、そこで優先度が高いと判断されると特養に入所できる場合があります。

入所申込の時点では要介護3以上の方であっても、施設の行う入所判定会議において、施設入所後に要介護度が下がることが見込まれる場合は、優先入所が必要であると判断していくくなっています。今まで以上に介護度の高い方を受け入れさせて頂くことが見込まれます。

入所の判定に当つては要介護度だけを考慮して優先性を判断するのではなく、申し込まれた方それぞれのご事情を総合的にどうえ、公正な判定に努めています。これはこれからも変わりません。



Q1 特別養護老人ホームに入所する事は難しくなったのでしょうか。

A 介護保険のサービス利用料は、これまで一律1割負担でした。平成27年8月より、ご利用者個人・世帯の所得状況によって1割負担と2割負担の場合があります。新たに介護保険負担割合証が発行されていますので、サービス事業所に提示する必要があります。

Q2 介護保険サービス利用料の負担割合は増えたのですか。



Q5 4月から制度が変わっていく中で、ご利用者やご家族からどんな声が届いていますか。

A 制度の変更について随時説明と同意を頂いてきましたが、ご家族から「負担が増えることについて仕方がない」「国も大変だから…」といったご意見や、疑問を示される方もありました。Q4の介護保険負担限度額認定については、今年の申請から個人の資産を役所に提示しなければならなくなりました。減額は受けたいけれど、資産を明かすことに抵抗があると思われたご家族は多いのではないかと想われます。どんなに制度が変わっても京都老人ホームが50年に渡り培ってきた実践の力により、最善の介護を全てのご利用者に提供していく姿勢はこれからも変わりません。



自転車であなたが変わる？世界が変わる？

最近、車に乗っている時に、カラフルなウエアを着て颯爽と横を走っている自転車をよく見かけます。この自転車ブーム、いつ頃から始まつたのでしょうか。よく目にするとなると、一時的なブームとは言えないような様相になっていますね。どんどん自動車から自転車への乗り換えが進むのは、実に理想的で非常に良いことです。

自転車活用によつて4つのプラス効果があると言われています。

一つ目は、渋滞解消によるビジネス効果のアップです。乗り物が車から自転車に変わることで車の台数は減少、渋滞緩和です。

二つ目は、脱クルマ、自転車推進が進んでいる国や地域では、自動車の重大事故が減少しますし、それはすなわち、道路の安全性が向上していると言えます。

三つ目は、健康です。自転車運動とは、マイルドに身体を動かし続ける有酸素運動ですから、運動自体に無理があります。ジョギングなどのように膝に負担がかかるようなことがありません。その上、消費する力口リーやエネルギーを消費しやすい陳代謝が活発化されます。つまり、エネルギーを消費しやすい身体に転換するのです。また自転車は腹部と脚部を細く美しく引き締める等の美容効果も大きく、医師らも奨励しているといふこともお忘れなく！ひいては、社会全体の医療費の削減にもつながるということです。

そして、四つ目に環境問題で

リレー relay column コラム

もっと、ずっと、この町で

地域連携推進室長

入江 大介



見えてきます。

団塊の世代の方が後期高齢者になられる2025年を自途中に、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事が出来るよう「住まい、医療、介護、予防、生活支援」が一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）の構築が急務となつています。

その背景としては、75歳以上の一人暮らしの高齢者数が男女ともに増え続け、2025年には290万人に、特に女性では4人に1人が一人暮らしの状態と予測されていること、また認知症高齢者も同年内には470万人となり、さらに軽度の方も含めた合計は700万人とも推計されていることなどが挙げられています。

そこには要介護（要支援）者や認知症高齢者の増加、さらに単身もしくは高齢者ののみの世帯の増加により、ある程度家族介護に依存してきた従来の介護保険サービスだけでは支えきれないという課題が

いままでは必要とされている方へ直接ケアを届けることが法人としての使命と考え、介護保険制度施行前後より16拠点、46事業を整備してきた形ですが、今後は拠点を増やすことと同じぐらい地域で支える仕組みをどのように作り出していくのかということが社会福祉法人として求められます。

在宅で生活されているご利用者にとって、職員がかわらせていたいている時間はその方の生活の多く一部です。かかわってない時間にどのような生活をされているのか、さらにはその方が住まわれている地域ではどのような課題があるのかという視点を持ちながれています。

そのためにもご利用者にかかるケアを提供することが今まで以上に求められます。つまりその利用者を通じて地域の課題を抽出するという視点がより重要なとなっています。

■編集後記■

広報委員になり、5ヶ月がたちました。委員の方たちがこんなにも記事の内容や構成に苦戦し、作り上げているものだと私は委員になるまでは知りませんでした。

私が考える広報誌の役割は、この京都老人福祉協会を少しでも知ってもらえるチャンスになる記事！興味がある記事から制度やサービスについて深めてもらえるきっかけ作りになる記事！「知らなかった」を「そうなんだ！」にかえる記事の提供、そんな記事作りをしていきたいと思います。そのためにも視野を広げ色々な事を吸収し記事作りに役立てていけたらと思っています。

広報委員 川嶋麻由

「ケア」とひとくちにいっても様々

なアプローチの方法があります。

今までは、必要な方へこちら側

がケアをお届けする、ということ

が事業所としての最善であると考

えてきました。しかしこれからは、

ただ直接ケアを届けることが目的

ではなく、住み慣れた地域で生活

を送りつけられる手段として、

ケアを提供しつつその地域づくり

の翼を担つてはいるということを

職員ひとりひとりが意識していく

時期であると考えています。

また年度末には高齢だけでなく障がい、児童も含めた複合施設の

開所も予定されています。

地域には高齢者以外にも保育や

障がいなど様々な課題を抱えて生

活されている方がおられます。地

域包括ケアシステムの構築はその

意味を再確認し、実践につなげ

ていく、今まさにその時期である

ことをかみ締め、地域連携推進室

としても本当の意味で地域に必要

とされる事業所づくりのお手伝い

ができればと考えています。

平安時代初期に木幡山から一本の桜の木を切り出して六本の地蔵菩薩を刻んで大善寺（伏見区桃山町西山）の六地蔵堂に祀られたことから、この地が「六地蔵」と呼ばれるようになりましたといいます。

○鞍馬口地蔵（上善寺）
(北区上善寺門前町・旧鞍馬街道)
毎年8月22日～23日、京の街道の出入口にあたる6カ所の地蔵尊を巡拝して、罪障消滅、無病息災、家内安全、五穀豊穣などを願う800年來の伝統行事といわれています。

京都では、左記の六地蔵を巡る「京都六地蔵巡り」という伝統行事があります。
JR奈良線、京阪宇治線、地下鉄東西線の各六地蔵駅が隣接し、京都南部の玄関口になっています。

「六地蔵」と申しますのは…
京都市伏見区と宇治市の境に「六地蔵」と呼ばれる場所があります。
JR奈良線、京阪宇治線、地下鉄東西線の各六地蔵駅が隣接し、京都南部の玄関口になっています。

地域でほっこり

小規模多機能型居宅介護サービス

小規模多機能型居宅介護



制度改正による影響

現在、小規模多機能型居宅介護（以下、小規模多機能）はまだまだ数が少ないです。なぜか？それは、さまざまな理由によりこのサービスが周知不足であり、利用者数が少ない。そして、採算性の低さがあります。

2025年の高齢者数のピークに向けて受け皿を増やす意味も含め、今回の制度改定により登録者数が25名から29名に増えることになりました。

新設加算の訪問体制強化加算と総合マネジメント加算は今回の改定で区分支給限度外に位置付けられました。利用者にとってメリットとして区分支給限度額に余裕ができ、訪問看護や福祉用具のサービスを今までより受けやすくなりました。つまり重度になっても施設ではなく在宅で継続しやすくなります。家族と共にターミナルケアをトータルサポートできるのではないかでしょうか？

法人として

重度化しながらも在宅生活をより長く送ることが可能なサービスですが、軽度の方にとってはデメリットが目立つサービスもあります。重介護を必要とされていない方には月額報酬のため費用の負担が大きい。しかし、将来を長いスパンで考え、いずれ重度化した時には在宅生活を継続する上で小規模多機能が適したサービスになるケースも多いです。

各エリアに小規模多機能を整えることでスムーズに制度移行できる形が見込めます。

法人では早くから必要性を認識し、各エリアに4ヶ所拠点を整備しました。さらに他のサービスを併設することでよりリロケーションダメージ※が少なく小規模多機能を利用でき、法人内だからこそ、移行後のフォローも細かく行っております。

※リロケーションダメージ…介護保険施設に入所したりなど、急激な環境の変化がおこると、心理的な不安や混乱が高まって、今までになかった障害などが生じる現象。